

2019.6.11全国キャリア教育・就職ガイダンス

東京

外国人雇用サービスセンター の業務概要について

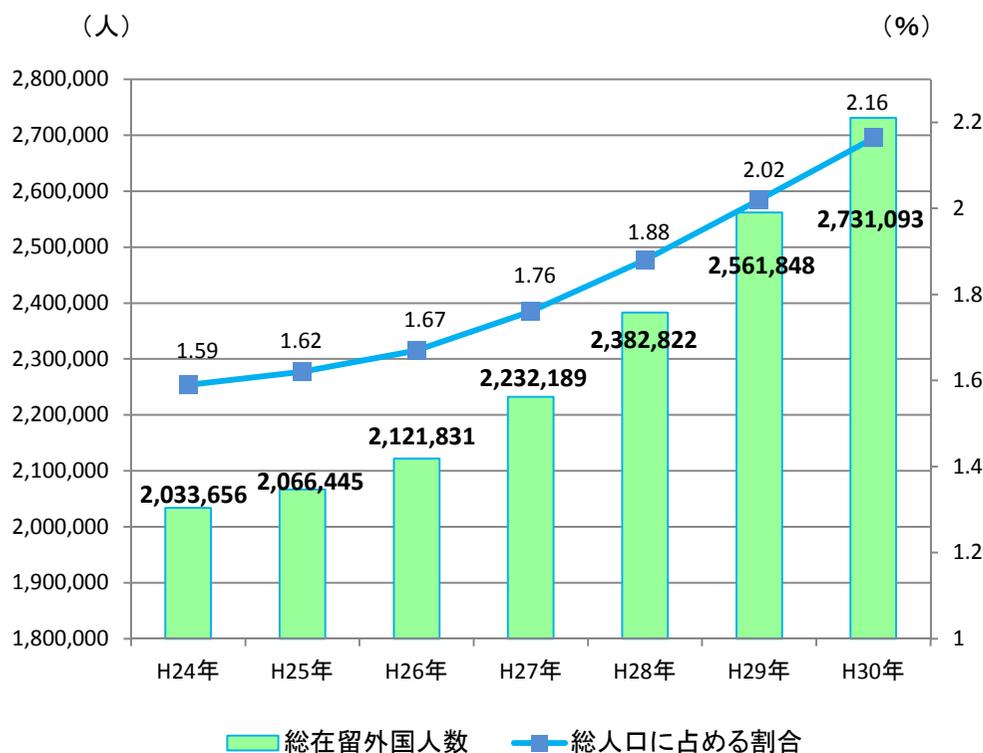
東京外国人雇用サービスセンター
室長 津田 武彦



最近の外国人の状況等について

在留外国人数と我が国の総人口に占める割合の推移

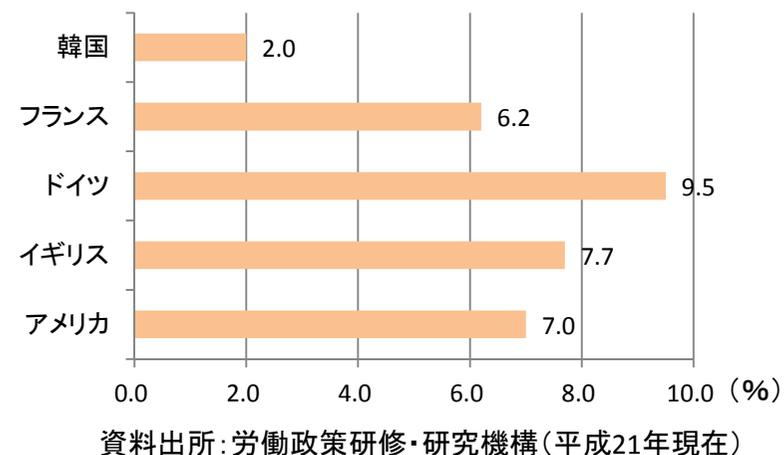
- 国内における在留外国人数は、平成20年のリーマンショックから平成23年の東日本大震災後にかけて一時減少傾向にあったものの、平成30年12月現在、約273万人（総人口に占める割合：2.16%）となり、過去最高を更新。
- 対前年増加数は16.9万人（対前年増加率6.6%）で6年連続の増加。



資料出所：法務省「在留外国人統計」

- (注1) 本数値は、各年12月末現在の統計である。
- (注2) 本数値は、中長期在留者に特別永住者を加えた在留外国人の数である。
- (注3) 我が国の総人口に占める割合は、総務省「人口推計」による、各年10月1日現在の人口を基に算出した。

諸外国の外国人割合



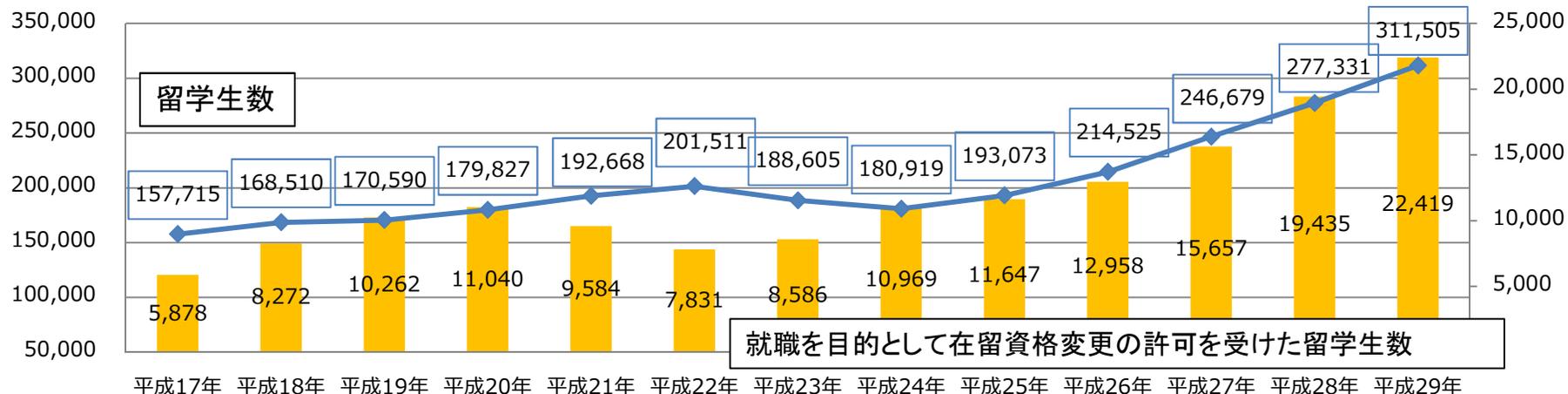
外国人割合が高い国内自治体

	外国人割合	国籍別1位	同2位	同3位
大泉町(群馬県)	17.6%	ブラジル	ペルー	ネパール
美濃加茂市(岐阜県)	7.9%	ブラジル	フィリピン	中国
菊川市(静岡県)	5.9%	ブラジル	フィリピン	中国
小牧市(愛知県)	5.3%	ブラジル	フィリピン	中国
伊賀市(三重県)	4.9%	ブラジル	中国	ペルー

資料出所：外国人集住都市会議（平成29年4月1日現在）

外国人留学生数の推移及び就職活動における課題

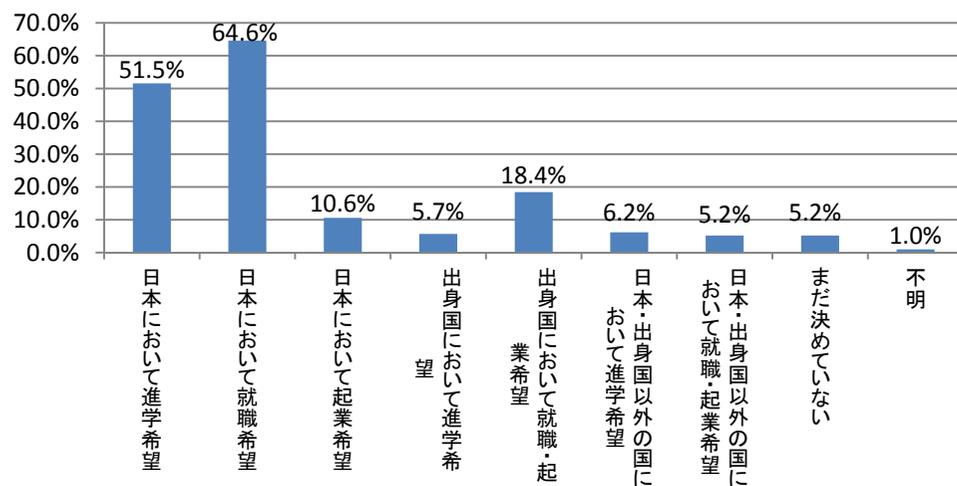
平成29年末現在の留学生の総数は**31万1,505人**（平成17年末現在から約2倍に増加）。留学生の就職も以前より増加（平成17年:約5,878人→平成29年:約22,419人で約3.8倍）。一方で、日本での就職を希望する留学生が全体の6割以上いるなかで、実際に就職できている者が3割程度であり、企業側と留学生双方の情報不足等によるミスマッチが指摘されている。



平成17年 平成18年 平成19年 平成20年 平成21年 平成22年 平成23年 平成24年 平成25年 平成26年 平成27年 平成28年 平成29年

出典)法務省「在留外国人統計」

留学生卒業後の進路希望 (複数回答あり)



**卒業(修了)
留学生※
46,559人**

↓

日本で就職: 14,493人 (31.1%)

※平成28年度中に卒業(修了)した外国人留学生

資料出所: (独)日本学生支援機構「平成28年度外国人留学生進路状況調査結果」

資料出所: (独)日本学生支援機構「平成29年度私費外国人留学生生活実態調査概要」

日本で就労する外国人のカテゴリー(総数 約146万人の内訳)

出入国管理及び難民認定法上、以下の形態での就労が可能。

①就労目的で在留が認められる者 約27.6万人

(いわゆる「専門的・技術的分野」)

・一部の在留資格については、上陸許可の基準を「我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情」を勘案して定めることとされている。

②身分に基づき在留する者 約49.5万人

(「定住者」(主に日系人)、「永住者」、「日本人の配偶者等」等)

・これらの在留資格は在留中の活動に制限がないため、様々な分野で報酬を受ける活動が可能。

③技能実習 約30.8万人

・技能移転を通じた開発途上国への国際協力が目的。
 ・平成22年7月1日施行の改正入管法により、技能実習生は入国1年目から雇用関係のある「技能実習」の在留資格が付与されることになった(同日以後に資格変更をした技能実習生も同様。)

④特定活動 約3.5万人

(EPAに基づく外国人看護師・介護福祉士候補者、ワーキングホリデー、外国人建設就労者、外国人造船就労者等)

・「特定活動」の在留資格で我が国に在留する外国人は、個々の許可の内容により報酬を受ける活動の可否が決定。

⑤資格外活動(留学生のアルバイト等) 約34.3万人

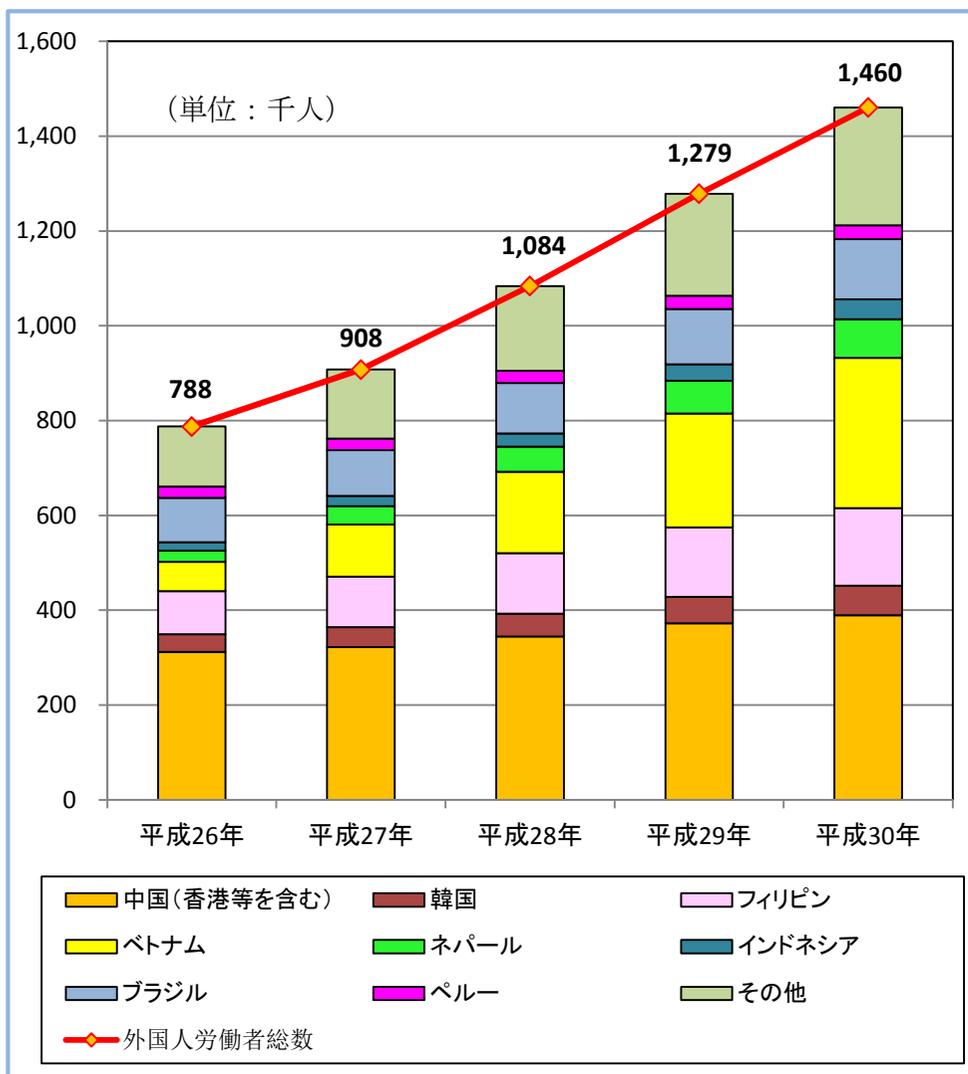
・本来の在留資格の活動を阻害しない範囲内(1週28時間以内等)で、相当と認められる場合に報酬を受ける活動が許可。

「専門的・技術的分野」に該当する主な在留資格	
在留資格	具体例
教授	大学教授等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者・管理者
法律 ・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師
研究	政府関係機関や私企業等の研究者
教育	中学校・高等学校等の語学教師等
技術 ・人文知識 ・国際業務	機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、私企業の語学教師、マーケティング業務従事者等
企業内転勤	外国の事業所からの転勤者
介護	介護福祉士
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機の操縦者、貴金属等の加工職人等

※外国人雇用状況の届出状況(平成30年10月末現在)による。外国人雇用状況届出制度は、事業主が外国人の雇入れ・離職の際に、氏名、在留資格、在留期間等を確認した上でハローワークへ届出を行うことを義務づける制度(雇用対策法第28条)。なお、「外交」「公用」及び「特別永住者」は対象外である。

国籍別にみた外国人労働者数の推移

- 国籍別に直近の状況をみると、中国が最も多く389,117人で、外国人労働者全体の26.6%を占めている。次いで、ベトナムが316,840人（同21.7%）、フィリピンが164,006人（同11.2%）、ブラジルが127,392人（同8.7%）の順となっている。
- 直近の推移をみると、特にベトナムについては対前年同期比で76,581人（31.9%）と大幅に増加している。また、ネパールについても、同12,451人（18.0%）インドネシアも同7,427人（21.7%）と大幅に増加している。



	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
外国人労働者総数	787,627	907,896	1,083,769	1,278,670	1,460,463
中国(香港等を含む)	311,831	322,545	344,658	372,263	389,117
韓国	37,262	41,461	48,121	55,926	62,516
フィリピン	91,519	106,533	127,518	146,798	164,006
ベトナム	61,168	110,013	172,018	240,259	316,840
ネパール	24,282	39,056	52,770	69,111	81,562
インドネシア	17,124	21,302	27,747	34,159	41,586
ブラジル	94,171	96,672	106,597	117,299	127,392
ペルー	23,331	24,422	26,072	27,695	28,686
その他	126,939	145,892	178,268	215,160	248,758

出典：厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況（平成30年10月末現在）」

日本で就労する外国人労働者（在留資格・国籍別）

- ベトナムは「技能実習」が45.1%、次いで「資格外活動」が39.4%となっている。
- ネパールは「資格外活動」が79.5%となっている。

※[]内は、外国人労働者数総数に対する当該国籍の者の比率。()内は、国籍別の外国人労働者総数に対する当該在留資格の外国人労働者数の比率を示す。

(単位:人)

	総数	①専門的・技術的分野の在留資格		②特定活動	③技能実習	④資格外活動		⑤身分に基づく在留資格
		計	うち技術・人文知識・国際業務			計	うち留学	
全国籍計	1,460,463	276,770 (19.0%)	213,935 (14.6%)	35,615 (2.4%)	308,489 (21.1%)	343,791 (23.5%)	298,461 (20.4%)	495,668 (33.9%)
中国 (香港等を含む)	389,117 [26.6%]	103,237 (26.5%)	86,809 (22.3%)	4,660 (1.2%)	84,063 (21.6%)	93,315 (24.0%)	78,473 (20.2%)	103,827 (26.7%)
韓国	62,516 [4.3%]	27,893 (44.6%)	24,434 (39.1%)	3,138 (5.0%)	85 (0.1%)	8,564 (13.7%)	7,463 (11.9%)	22,828 (36.5%)
フィリピン	164,006 [11.2%]	9,827 (6.0%)	6,532 (4.0%)	5,073 (3.1%)	29,875 (18.2%)	2,098 (1.3%)	1,516 (0.9%)	117,125 (71.4%)
ベトナム	316,840 [21.7%]	31,979 (10.1%)	28,860 (9.1%)	4,570 (1.4%)	142,883 (45.1%)	124,988 (39.4%)	120,739 (38.1%)	12,405 (3.9%)
ネパール	81,562 [5.6%]	9,041 (11.1%)	6,083 (7.5%)	3,573 (4.4%)	399 (0.5%)	64,875 (79.5%)	44,541 (54.6%)	3,665 (4.5%)
インドネシア	41,586 [2.8%]	3,766 (9.1%)	2,509 (6.0%)	3,020 (7.3%)	24,935 (60.0%)	4,431 (10.7%)	4,196 (10.1%)	5,434 (13.1%)
ブラジル	127,392 [8.7%]	863 (0.7%)	540 (0.4%)	42 (0.0%)	105 (0.1%)	217 (0.2%)	179 (0.1%)	126,162 (99.0%)
ペルー	28,686 [2.0%]	97 (0.3%)	51 (0.2%)	22 (0.1%)	54 (0.2%)	72 (0.3%)	62 (0.2%)	28,440 (99.1%)
その他	248,758 [17.0%]	90,067 (84.7%)	58,117 (51.6%)	11,517 (8.0%)	26,090 (15.3%)	45,231 (28.2%)	41,292 (25.5%)	75,782 (63.8%)

出典：厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況(平成30年10月末現在)」

外国人留学生の就職促進



留学生の就職マッチングに加え、外国人留学生等の採用を検討する企業等に対する相談支援等を実施する外国人雇用サービスセンターを増設する等、更なる外国人留学生の就職支援を促進



「日本再興戦略2016」「未来投資戦略2017」に記載、「規制改革実施計画」「経済財政運営と改革の基本方針2018」「未来投資戦略2018」に記載

東京外国人雇用

サービスセンターのご紹介

新宿公共職業安定所（ハローワーク新宿）の概要

新卒者・若年者

POINT1
新卒から定年後の再就職まで

POINT2
求職者の態様に応じた施設で

高齢者

西新宿庁舎（エルタワー）



- ・受給資格の決定、失業認定、給付及び不正受給返還・納付命令、教育訓練給付金支給の手続き業務等
- ・求職受理、職業相談、職業紹介、キャリアコンサルティング、
- ・職業訓練のあっ旋、就職支援等
- ・生涯現役支援窓口

一体的実施施設

新宿区・中野区・杉並区
生活保護受給者等の就職支援
杉並区
地域住民の就職支援

新宿わかものハローワーク



- ・44歳以下の正社員就業を希望する者への職業相談・紹介、個別職業相談、各種セミナーの実施
- ・職業訓練のあっ旋、就職支援等

歌舞伎町庁舎

- ・職員の人事・給与、文書管理、経理業務等
- ・事業所の雇用保険の加入・廃止、被保険者の資格・喪失手続き業務、雇用継続給付の手続き業務等
- ・求人受理、求人開拓、人材確保支援業務、助成金関連業務等
- ・地域の産業雇用情報の収集・分析、雇用情報の提供等
- ・法（障害者・高齢者等）に基づく事業主指導・支援業務等
- ・障害者等に対する求職受理、職業相談、職業紹介



新宿外国人 雇用支援・指導センター

- ・就労に制限のない外国人の方の職業相談
- ・外国人雇用に関する指導、援助

東京新卒応援ハローワーク

- ・学生等の態様に応じた職業相談、職業紹介、個別支援/グループ支援
- ・新規学校卒業者の求人受付
- ・就職面接会、企業説明会等、事業所ニーズに応じた支援



東京外国人雇用サービスセンター

- ・外国人留学生及び高度人材外国人に対する職業相談、職業紹介
- ・外国人雇用に関する指導、援助等の雇用管理相談
- ・インターンシップの実施
- ・合同就職面接会、ミニ面接会等、事業所ニーズに応じた支援



企業・大学へのパッケージ支援によるマッチング強化

東京外国人雇用サービスセンター（東京外セン）について

利用対象

外国人留学生及び専門的・技術的分野の在留資格を持つ外国人の就職活動を支援

組織体制

- 職員・相談員 21名
- 外国人雇用管理アドバイザー（入管アドバイザー常時2名配置）
- 通訳（英語、中国語）

施設の状況（開庁時間等）

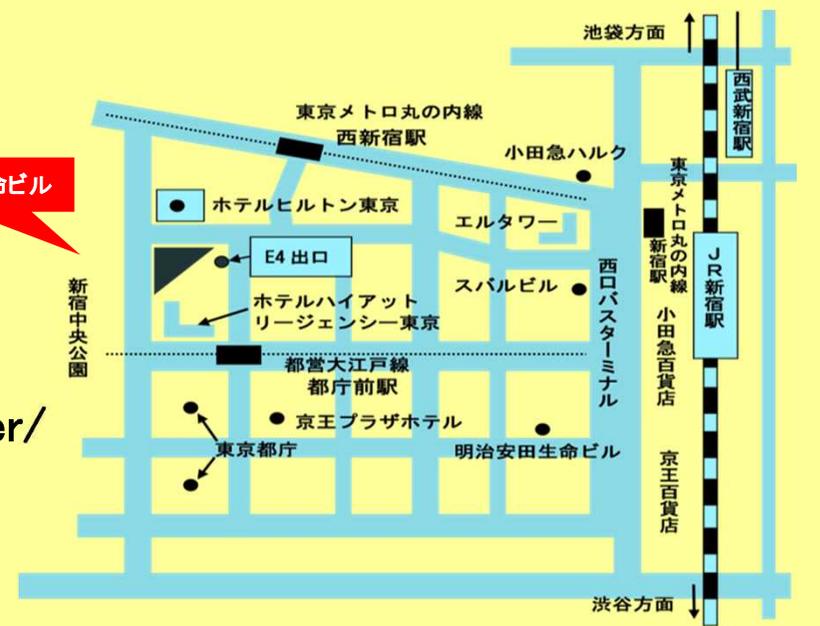
東京都新宿区西新宿2-7-1
小田急第一生命ビル 21階

開庁日：月曜～金曜（土日祝休み）

開庁時間：10時00分～18時00分

URL：<https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-foreigner/>

小田急第一生命ビル



東京外国人雇用サービスセンターの業務について

主な取組の内容等

職業相談支援	<ul style="list-style-type: none">・新卒・既卒の外国人留学生、専門的・技術的分野の在留資格を持つ外国人への求人情報の提供、職業相談・紹介のほか、予約制による応募書類の添削や面接指導を実施・外国人が応募しやすい求人をセンターでピックアップし、紙媒体で提供
大学等に対する支援の実施 (出張ガイダンス、セミナーの実施等)	<ul style="list-style-type: none">・大学等を訪問し出張相談・就職ガイダンスの実施・就職活動支援セミナー（応募書類対策、面接対策、筆記試験対策、ビジネスマナー等）の実施
就職支援セミナーの開催	「就職ビギナー応援セミナー」や「就活ステップアップセミナー」と題して、就職活動における基礎を学ぶ内容から、応募書類の作成や面接対策に関するセミナーを毎月開催
就職面接会・ インターンシップの実施	<ul style="list-style-type: none">・外国人採用予定企業による合同就職面接会及びミニ面接会の計画、実施 ※合同就職面接会は年間3回、ミニ面接会は年間25回以上の開催を計画・大学3年、短大1年、大学院1年生を対象としたインターンシップを年2回（夏期、春期）実施
雇用管理に関する 相談、援助	専門アドバイザー（外国人雇用管理アドバイザー）を配置し、在留資格によって就労可能な仕事内容や卒業後の在留資格変更申請などの相談および企業に対する外国人雇用に関する入管法上のアドバイスを実施

留学生に対する支援（セミナー等の実施）

- 大学、専門学校等に出向いての就職ガイダンスや各種セミナーの実施
- 新卒留学生を対象とした「就活セミナー」の開催（「在留資格」に関するガイダンスも含む）

大学等への出張ガイダンス 実施状況

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実施回数	82	137	190	224	231	273
参加人数	1,969	2,740	2,836	3,933	5,228	6,707

《参考》ガイダンスを実施した大学等
 学習院大学、至誠館大学、神奈川大学、明海大学、日本大学、埼玉大学、東京国際大学、駒沢大学、武蔵野美術大学、明治学院大学、城西大学、法政大学、中央学院大学 他

センター支援先登録学校数(平成31年4月現在)

大学院	大学	短期大学	専修学校	合計
4	182	7	51	244

セミナーのメニュー

就職応援セミナー (就職活動の基礎)

- ・日本で働くための在留資格の考え方
- ・基本的な日本での就活の進め方
- ・第一印象を意識するビジネスマナー

書類対策セミナー (履歴書・自己PR・志望動機)

- ・応募書類の基本的な記入方法
- ・自己PR書を作成するため過去を振り返ってヒントのを見つけ方
- ・具体的な求人票を利用した志望動機の作り方
- ・グループワークによる意見交換

面接対策セミナー (応用編、基礎編)

- ・就活スーツ等の着こなし方
- ・面接会場への入退室の基本的なマナーを知る
- ・具体的な質疑応答(ロールプレイング)を通して、より実践的感覚を養う

センターにおける各種セミナー実施状況

セミナー種類	29年度		30年度	
	回数	参加者	回数	参加者
書類対策・履歴書・自己PR編	7	130	8	118
書類対策(志望動機)	8	146	8	93
面接対策基礎編(N2、3レベル)	12	172	8	95
面接対策(応用編)	12	140	8	99
面接会準備	3	237	6	336
筆記試験対策	3	31	1	15
就職活動の基礎(応援セミナー)	8	76	7	86
合計	53	932	46	842

2020年3月卒業予定の外国人留学生等に対する就職支援

留学生就職面接会の開催日程（予定）

開催日時	開催場所・規模等
2019年6月27日(木) 13:00~16:30	新宿NSビル イベントホール 参加予定企業100社
2019年10月9(水)~ 11日(金)の3日間	小田急第一生命ビル21階出会いのフロア 参加企業数60社
2019年12月18日(水)~ 20日(金)の3日間	小田急第一生命ビル21階出会いのフロア 参加企業数45社

【参考】面接会の様子（2018年7月5日）



参加企業 **100**社
*参加企業は、東京外国人雇用サービスセンターのホームページで公開します

外国人留学生 就職面接会

2018.7.5(木) 13:00-16:30

受付 **12:00-14:30** 受付時間内にご来場ください

☆記載した履歴書を必ずお持ちください！
☆履歴書が無いと会場に入場できません！

対象者

- ・2019年3月卒業予定者（大学院、大学、短大、専修学校、高等、職業校）
- ・おおむね3年以内の既卒者

会場

新宿NSビル
イベントホール
新宿区西新宿2-4-1
地下1階



お問合せ 東京外国人雇用サービスセンター
03(5339)8625
<https://jsto.mhlw.go.jp/tokyo-foreigner/>

主催：厚生労働省、東京労働局、東京外国人雇用サービスセンター、内閣府
協力：文部科学省、経済産業省、日本学生支援機構、日本貿易振興機構

開催実績 (7月5日)	参加企業	参加人数	就職(内定)数
	100社	1,765人	130人

新宿外国人雇用支援・指導センターのご案内

永住者や定住者及び日本人の配偶者等、就労に特段の制限がない在留資格をお持ちの外国人の方や、アルバイトを希望する外国人留学生の方は、「新宿外国人雇用支援・指導センター」が対応しております。

〒160-8489

東京都新宿区歌舞伎町2-42-10

ハローワーク新宿（歌舞伎町庁舎）1階

TEL03(3204)8609

開庁日：月曜～金曜（土日祝休み）

開庁時間：8時30分～17時15分

<最寄駅>

新宿駅東口下車 徒歩13分

西武新宿駅北口下車 徒歩1分

新大久保駅下車 徒歩7分

